

「朝来市創生の会」規約

(名称及び事務所)

第1条 本会の名称を「朝来市創生の会」(以下「本会」という。)と称し、事務所を朝来市山東町矢名瀬町456番地に置く。

(目的)

第2条 本会は、朝来市民の状況を的確に把握し、未来志向で実効性のある政策を研究・提案することを主たる目的とする。併せて、会員相互の連携と資質向上を図り、議会活動の充実及び地域社会の発展に寄与する。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 毎月1回以上の定例会を開催し、問題意識の共有及び政策研究を行うこと。
- (2) 毎年1回以上、会派機関紙等を発行し、市民への活動内容の報告に努めること。
- (3) 毎年1回以上、地域に出向き、市民との意見交換を行うこと。
- (4) 毎年1回以上、市長及び担当部局に対し、会派としての予算要望・政策提言を行うこと。
- (5) 定例会及び意見交換会の内容を記録し、会員間で共有すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な活動。

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同し、第3条の活動に積極的に参加できる議員をもって構成する。

2 入会を希望する者は、書面により代表に届け出るものとし、入会の可否は代表が会員に諮って決する。

3 退会を希望する者は、書面により代表に届け出ることができ、退会は自由とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 幹事長 1名
- (3) 会計 1名

2 役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

4 代表は、本会を代表し、会務を統括する。

5 幹事長は、代表を補佐し、代表に事故があるときはその職務を代行し、併せて会内調整を行う。

6 会計は、会の経理を処理し、収支報告を行う。

(顧問)

第6条 本会に顧問を置くことができる

2 顧問は、識見高き者(会員または外部有識者)の中から、代表が会員の承認を得て委嘱する。

3 顧問は、代表が必要と認めた事項について、諮問に応じ助言することができる。

(会計)

第7条 本会の運営に必要な経費は、政務活動費、会費、その他の収入をもって充てる。

2 会費の額は、会員全員の協議と同意により決定する。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

4 会計は、年度終了後に収支報告書を作成し、定例会において会員の承認を得なければならない。

5 代表は、必要に応じ外部監査または第三者による確認を受けることができる。

(意思決定)

第8条 本会の意思決定は、原則として会員の合意により行うものとする。

(補則)

第9条 この規約に定めのない事項は、代表が会員に諮り決定する。

2 緊急やむを得ない場合には、代表が暫定的に決定し、次回定例会において報告・承認を得るものとする。

附 則

この規約は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年11月1日から施行する。